下村町内会個人情報取扱方法

第1条 (目的)

この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、下村町内会 (以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的として定める。

第2条 (責務)

本会は、個人情報保護に関する法律(以下「法」という)等を遵守するとともに、町内活動 において個人情報の保護に努める。

第3条 (周知)

本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員 に周知する。

第4条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条 (取扱責任者)

本会における個人情報の取扱責任者は副会長とする。

第6条(秘密保護義務)

個人情報の管理者・取扱責任者は、責務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職務を退いた後も同様とする。

第7条 (個人情報の取得)

- 1 本会は会長が「下村町内会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより個人情報を取得する。
- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際 は、本人の同意を得て取得する。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
- 4 本会が配付する下村町内会役員名簿に記載する個人情報は、氏名、電話番号、住所など 役員が同意する事項とする。

第8条(利用)

本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に沿って利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び本会の区域図等の作成
- (3) 敬老祝等対象者の把握
- (4) 災害時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

第9条(管理)

- 1 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで適正かつ速やかに復元不能な状態にして 廃棄する。

第10条(提供)

個人情報は、次に揚げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同 利用の相手方を除く)に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合

第11条(第三者提供に係る記録の作成等)

取扱責任者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、第三者 に係る記録を作成保存する。

第12条 (第三者提供を受ける際の確認等)

取扱責任者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

第13条 (開示)

- 1 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。
- 2 個人情報管理者は、会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、本人に開示する。

第14条(個人情報の訂正等)

- 1 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。
- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正を行う。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

第15条 (漏えい発生時等の対応)

取扱責任者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、 管理責任者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、 影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

第16条 (開示請求及び苦情相談窓口)

本会における、開示請求及び個人情報取扱問い合わせ窓口は会長とする。

(附則)

この規約は、令和3年5月1日から施行する。